

■■■ 元気なうちに整える ■■■

ゆるい しゅうかつしんぶん 終活新聞

2022年(令和4年)10月

第35号

終活は人生が終わることへの準備だけでなく、人生をよりよく生きること。選択肢を知り、主体的に生きること。わかりやすい終活情報発信メディア。

年間600億円以上が国へ!?! 「遺贈寄付」は死後に寄付できる

引き取り手のない遺産はどうなるかご存じですか?最終的には、国へ行きます=国庫帰属。年間約600億円超あると言われていています。おひとりさま、身近な親族や晩年の世話をしてくれる人がいない、法定相続人がいないまま亡くなる人は今後も増え続け、国庫帰属も増えてくるでしょう。

「遺贈寄付」とは、亡くなった後に残った財産を特定の個人やNPO法人、学校法人、国立大学法人、その他の団体や機関などに少額から寄付することができます。遺贈寄付によって、次世代を担う若者を応援したり、社会貢献活動をするNPO団体を支持したり、故郷へ恩返しができます。格差や二極化、何かと諦めてまう子どもたちがチャンスや希望を持つことができるかもしれません。

アメリカは寄付の文化があり、遺贈寄付は419.9億ドル。(2021年 GivingUSA) 日本で遺贈寄付の意思のある人のうち、実際に遺言を作成している人は3~4%と言われています。場合により税金が課せられることがありますので、遺贈寄付に詳しい税理士と相談することをおすすめします。「包括遺贈」と「特定遺贈」の2種類があり、「包括遺贈」は遺産の具体的な内容を特定せずに譲るため、借金などのマイナス資産(負債)が入ることになり注意が必要です。

相続人がいない、やってみようと思う方は、一度検討してみませんか?



【遺贈寄付の3つの種類】

- ・ 遺言による遺贈寄付
- ・ 相続財産による遺贈寄付
- ・ 生命保険・信託による遺贈寄付

■ 所有者不明土地について

今までは土地所有者の登録簿の記載義務はありませんでしたが、2024年(令和6年)相続登記の申請義務化となります。亡くなっているご先祖様の土地はありませんか?「所有者不明土地」の問題は深刻で、九州全土の面積を上回ります。来年2023年(令和5年)4月から「相続土地国庫帰属法」がスタートします。相続などで土地の所有権を取得した相続人が、国庫に帰属することができる制度。「建物がない」「崖地でない」などの要件や負担金が必要ですが、気になる方は確認しておきましょう。

□ 預貯金の通帳を一度全て出して、リストを書き出してみよう

国庫帰属が年間約600億円超、遺贈寄付について取り上げました。次世代に自分の財産と想いを循環できるものはないかと考えていたところで、遺贈寄付の広がり期待します。お金のチリツモで言うと、身近なところでは「休眠預金」があります。10年間取引がない預金は、毎年1,200億円あります!まずは、自分の預金通帳など全部書き出し、不必要なものは解約していく、元気なうちにできる終活をしていきましょう。終活は、終わりを考えながら今をよりよく生きること、整理すること。選択肢を知り、主体的に生きること。次の世代に確実に受け継ぐようにしておくことは、自分も周りも幸せになる終活です♪



「終活ノオト」
公式LINE